

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年7月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000287号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2100028号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成7年6月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年6月30日から同年7月1日まで

A社において、平成7年6月30日まで在籍していたが、同日に厚生年金保険を喪失した記録になっていた。給与明細は保管していないが、年金記録の喪失日を同年7月1日に変更してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録によると、離職日は平成7年6月30日とされていることから、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、月の途中で退社することではなく、請求者は平成7年6月30日まで勤務していたと思われるため、本来の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年7月1日であり、同年6月分の厚生年金保険料を控除しないことは考えられないと回答及び陳述していることから、同社において同月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものとするのが妥当であり、したがって、請求者の同月については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

平成7年6月の標準報酬月額については、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成7年6月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000163 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100027 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 12 月 16 日から平成 13 年 12 月 16 日まで

私は、A 社に平成 9 年 5 月 1 日から平成 15 年 7 月 15 日まで社員として勤務し、その期間の厚生年金保険料と健康保険料を給与から控除されていた。勤務期間中の労働時間や働き方は変わっていない。

請求期間の年金記録が漏れているので、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の被保険者記録では、請求者の A 社に係る離職日は平成 10 年 12 月 15 日と記載されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日（平成 10 年 12 月 16 日）と符合している。

また、オンライン記録では、請求者の健康保険被保険者証は平成 11 年 3 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格喪失処理と併せて社会保険事務所（当時）で回収された記録が確認できる。

さらに、請求者は請求期間当時の給料明細書等の資料を保管しておらず、請求期間当時に A 社の代表取締役であった者も当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求期間における請求者の勤務状況、給与の支給及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、請求期間当時の同僚等に照会したが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000330号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2100029号

第1 結論

昭和49年4月1日から昭和50年4月1日までの期間について、請求者がA社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月1日から昭和50年4月1日まで

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B公共職業安定所は、請求期間について、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者資格の取得が行われておらず、また、他の事業所においても雇用保険が取得された記録はない旨回答している。

また、A社は昭和56年6月17日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、閉鎖登記簿で確認できる請求期間当時の役員はいずれも亡くなっているため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、請求者が名前を挙げたA社で一緒に働いたとする複数の同僚に照会したが、請求者の勤務状況等に関する具体的な回答及び陳述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000354 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100030 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 1 月 1 日から平成 4 年 4 月 29 日まで

私は、請求期間当時、A 社の代表取締役をしており、実際の給与所得は月額 80 万円あったが、年金記録の標準報酬月額が 20 万円になっている。B 社会保険事務所に保険料納付の相談を行った際に 10 年遡って改ざんされ、サインをした記憶があることから、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者に係る昭和 60 年 1 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が同月 16 日に受け付けられているところ、標準報酬月額は 20 万円とされ、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

また、A 社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、請求者は、当時、同社の経営状況が厳しく、社会保険料の滞納が生じていた旨及び請求者自身が請求期間に係る標準報酬月額を減額する届出を社会保険事務所の指示により提出した旨陳述していることから、当該届出は、請求者によって届け出られたと考えられる。

さらに、請求者は A 社に係る請求期間の賃金台帳や給与明細書等は保管しておらず、請求期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

なお、日本年金機構は、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届等の書類は、廃棄済みと回答している。

このほか、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

したがって、これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間について、その主張する標準報酬月額に訂正することを認めることはできない。